

令和 6 年 5 月 9 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01096

研究課題名(和文)離婚に関する紛争解決システムの実証的基盤

研究課題名(英文)Empirical Research on Dispute Systems for Divorce

研究代表者

齋藤 宙治(Saito, Hiroharu)

東京大学・社会科学研究所・准教授

研究者番号：20779392

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、離婚経験者を対象とする大規模な質問票調査(オンライン調査)を実施し、離婚時における養育費・面会交流の取決めの実態を解明した。特に、過去20年間の間に離婚を経験した人を調査対象とすることで、養育費・面会交流の取決めについて、過去20年間の経年変化を解明することができた。得られた主な知見として、取決め率の実態は、離婚届チェック欄の集計結果による公的な統計データよりも低いことが明らかになった。また、離婚届様式の改正(2012年4月)や全国的なパンフレット配布(2016年10月開始)による直接的な取決め率向上の効果は見られなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本における離婚については、紛争解決という観点からの体系的かつ実証的な実態調査はこれまでほとんどなされてこなかった。そのため、定量的な統計データが不足している。特に子どもが絡む養育費や面会交流の定め方・履行方法については、長年の社会問題となってきた。養育費・面会交流の取決め実態を解明すべく、本研究では、過去20年間の子ありでの離婚経験者3000人を対象にオンラインでの質問票調査を実施した。他機関が過去に実施した類似調査等と比べると、最も大規模な子ありでの離婚経験者調査であり、かつ過去20年間の経年変化の解明を試みた点に特徴がある。

研究成果の概要(英文)：I conducted an online survey of 3,000 people who have divorced in the past 20 years in Japan. This study analyzes the existence of child support and visitation arrangements (not mandatory upon divorce in Japan) and their changes over the 20 years. As a result, the actual rates of arrangements were much lower than the official statistics, which were published by the Ministry of Justice based on the check-box answers on divorce registration forms. In addition, although there has been an upward trend in the rate of both child support and visitation agreements over the 20 years, the new divorce registration form (started in April 2012) and the nationwide distribution of pamphlets (started in October 2016) were found to have no direct effect on the rate.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 紛争解決 子どもの権利 離婚 面会交流 養育費

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本における離婚紛争とその解決の実態を総合的・実証的に、かつ定量的に解明しようとする学術研究である。日本における離婚については、紛争解決という観点からの体系的かつ実証的な実態調査はこれまでほとんどなされてこなかった。そのため、定量的な統計データが不足している。特に子どもが絡む養育費や面会交流の定め方・履行方法については、長年の社会問題となっている。本研究では、実態を解明することで、離婚紛争解決システムの実証的基盤を構築することを試み、円滑で効果的なシステムのあり方についての提言を目指す。

なお、本研究の企画後に、養育費や面会交流を含めた離婚紛争について、本研究以外にも法務省委託などでいくつかの実態調査が実施された。そのため、定量的な統計データが著しく不足しているという研究開始当初の背景は、その後やや改善された。しかし、本研究を企画した当初は、定量的な統計データが特に不足した状態であった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本における離婚紛争とその解決の実態を総合的・実証的に解明して、離婚紛争解決システムの実証的基盤を構築し、ひいては離婚紛争解決システムのあり方について政策的・実践的提言を行うことであった。

実証研究としては、離婚経験者を対象とした質問票調査によって、(離婚調停にまでは至らない)協議離婚の交渉・合意内容の実態を解明することを試みた。

特に、本研究では、養育費・面会交流の取決めの有無とその過去 20 年間の経年変化に焦点を当てて分析を行った。まず、離婚時の養育費・面会交流の取決めの有無について、質問票調査によって、過去 20 年間の経年変化の実態の整理を行った。さらに、次の 2 つの問いを探究した。

1 つ目の問いは、離婚届チェック欄の公的な統計データはどの程度実態を表しているのかである。2012 年 4 月から標準様式が改正され、離婚届に、養育費・面会交流の取決めの有無について記入するチェック欄が設けられた。養育費・面会交流の取決め割合については、公的な統計データとして、離婚届のチェック欄を 2014 年 4 月から 2020 年 6 月まで 3 ヶ月ごとに全数集計したものが公表されている。しかし、この数値は、過去の実態調査等(「全国ひとり親世帯等調査」など)の結果とは大きな乖離があるという不思議な事態になっている。

2 つ目の問いは、離婚届の様式改正やパンフレット配布によって、実際に養育費・面会交流の取決めを促進する効果はあったのかである。離婚届の様式改正とパンフレット配布は、民法改正を踏まえて、いずれも全国規模で統一的に導入された施策である。取決め促進の効果が期待される施策であったが、定量的な効果検証はこれまでなされてこなかった。

### 3. 研究の方法

調査会社に回収を委託して、オンライン調査の登録モニターを対象に質問票調査を実施した。全国の離婚経験者 3000 人を対象とする質問票調査(オンライン調査)を実施した。

調査対象者は、過去 20 年間、すなわち 2001 年から 2020 年までの間に、元配偶者との間に未成年(20 歳未満)の子がいるときに離婚(事実婚の解消を含む)を経験した人である。なお、調査の便宜上(主に記憶の想起・正確性の確保のために)、対象者は、離婚経験が過去に 1 回だけの人に限定した。2001 年から 2020 年までの各年の離婚経験者が均等になるように、かつ男女が半数ずつになるように、スクリーニングによる回収割付をした。すなわち、各年の離婚経験者 150 人ずつ(男女 75 人ずつ)に回答してもらった。

本研究の調査は、他機関が実施した調査等と比べると、最も大規模(3000 人)な子ありでの離婚経験者調査であり、かつ過去 20 年間の経年変化の解明を試みた点に特徴がある。第一に、過去 20 年間の各年のサンプルに相当の代表性がある。各年について、子ありでの離婚経験者を男女半数ずつ均等に抽出した。これによって、過去 20 年間の離婚実態(養育費・面会交流の取決め等)の経年変化を解明することができる。第二に、サンプル全体として見たときには、過去 20 年間全体における子ありでの離婚経験者がある程度代表している。

### 4. 研究成果

養育費・面会交流の取決め率と過去 20 年間の経年変化の分析を行った。その結果、取決め率の実態は、離婚届チェック欄の集計結果による公的な統計データよりも低いことが明らかになった。特に、面会交流については大きな乖離があった。そして、過去 20 年間で養育費・面会交流ともに取決め率はなだらかな増加傾向にあるが、年トレンドを統制して分析した場合、離婚届

様式の改正（2012年4月のチェック欄新設）や全国的なパンフレット配布（2016年10月開始）による直接的な取決め率向上の効果は見られなかった。また、インターネットによる情報検索率や養育費算定表の利用率が大幅に上昇したことが確認された。

より詳細に述べると、主な知見は次のとおりである。

第一に、離婚届のチェック欄の公的な集計結果の数値（養育費・面会交流ともに、直近の取決め割合は約65%とされている）は、やはり実態と乖離があることが明らかになった。離婚届のチェック欄では、養育費の取決め割合の数値については、あいまいな約束をした場合や、「養育費なし」の約束をした場合までもが含まれている可能性が高い。面会交流の取決め割合の数値については、実態との乖離がさらに大きい。その原因は不詳だが、1つの推測としては、実際の面会交流の取決めの有無にかかわらず、養育費の回答と揃えて取決めありにチェックがつけられることがあるのかもしれない。

第二に、離婚届のチェック欄の新設（2012年4月以降）やパンフレットの配布（2016年10月以降）については、養育費・面会交流の取決め割合を上昇させる直接的な効果は観察されなかった。過去20年間で養育費・面会交流の取決め割合はなだらかな上昇傾向にあるが、離婚届の様式改正の前後やパンフレット配布開始の前後で、特段の変化はなかった。また、インターネットで情報検索をした人の割合は、過去20年間で大幅に上昇したことが明らかになった。そして、インターネットでの情報検索の有無は、養育費・面会交流の取決めの有無と有意に関係していた。これは因果関係とは限らないが、少なくとも、インターネットで情報検索をする者は、実際に養育費・面会交流の取決めをする傾向があるということである。

上記の知見を踏まえて、若干の政策的示唆を述べる。

まず、離婚届のチェック欄の集計結果については、実態と乖離がある以上、この数値が一人歩きしないように注意が必要である。例えば、この数値は、法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」の中間取りまとめなどにおける数値目標としても使われているが、さほど適切な指標ではないかもしれない。なお、直近2021年の離婚届様式改正では、養育費の取決め方法について、「公正証書」か否かをチェックする項目が追加された。この追加項目は、回答者に負担をかけない簡潔な質問でありながら、具体的な取決めがある場合の実態把握に直結するものであり、望ましい改正だと思われる。

他方で、これまで全国的に導入されてきた法政策的措置について、離婚届のチェック欄新設（2012年4月導入）やパンフレット配布（2016年10月導入）では、残念ながら、少なくとも取決め割合を上昇させる直接的な効果は観察されなかった。新設時でさえも効果が見受けられなかったことを考えると、今後さらにチェック欄やパンフレットを改良したとしても、それだけでは取決めの促進効果は見込めない可能性が高い。もちろん、チェック欄やパンフレットが離婚当事者に役立つ情報提供を行っているという意義を否定する趣旨では全くない。しかし、取決めを促進するためには、何らか別の措置が必要だと思われる。

もしかすると、離婚届を市区町村の役所の窓口に取り取りに来る段階では、すでに離婚の方向性が固まっている当事者も多く、取決め促進のための介入としては遅すぎるのかもしれない。また、上記のとおり、当事者によるインターネットでの情報検索が拡大している状況にある。そうだとすれば、一案として、離婚を検討し始める初期段階からいつでも見られるように、インターネット上の公的なウェブサイト（法務省・厚生労働省、裁判所、市区町村の役所など）での情報提供を充実させることが有効だと考えられる。ウェブサイトの充実であれば、さほどコストがかからず、一定の促進効果が得られる可能性が高いと思われる。また、当事者が見るウェブサイトでも多かったのは、「離婚体験者による体験記事」であった。したがって、公的なウェブサイトにおいても、離婚体験者による具体的な体験談を豊富に掲載して紹介すれば、当事者がより参考にしやすいかもしれない（また、体験談中の不正確な情報について公的な訂正や注記をつけるなどすれば、不正確な情報の拡散を防止することにもつながるだろう）。

研究成果の詳細については、刊行済みの以下の論文を参照されたい。

・齋藤宙治（2022）「過去20年間の養育費・面会交流の取決め率の分析 離婚届様式の改正による促進効果の検証など」法と社会研究7号87-120頁

本研究ではさしあたり、養育費・面会交流の取決め割合に焦点を当てて分析を進めた。取決め内容の中身や実際の履行状況などについては、今後引き続き研究を進める予定である。

また、研究開始当初は、離婚紛争解決システムのあり方について政策的・実践的提言を行うことまで目標にしていた。しかしながら、本研究開始後に、予期せぬ速度で共同親権制度の議論と導入が決定されたことで、離婚後の元配偶者間の法的な関係性が抜本的に変わることとなってしまった。そのため、離婚紛争解決システムのあり方について、ただちに政策的・実践的提言を行うことは困難になってしまった。政策的・実践的提言を行うには、本研究の成果に加えて、様々な要素をさらに慎重に検討することが必要になったため、この点は今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 齋藤宙治	4. 巻 7
2. 論文標題 過去20年間の養育費・面会交流の取決め率の分析 離婚届様式の改正による促進効果の検証など	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 87-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hiroharu Saito	4. 巻 28
2. 論文標題 The Impact of Lawyer Fees on Lawyer Partisanship: The Reciprocity Norm May Matter	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Journal of the Legal Profession	6. 最初と最後の頁 319-334
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/09695958.2020.1859378	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子・林圭介・山崎雄一郎・齋藤宙治	4. 巻 16
2. 論文標題 シンポジウム：ADRにおける代理人の職務上の倫理について（2020年仲裁ADR法学会シンポジウム逐語録）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 仲裁とADR	6. 最初と最後の頁 85-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 2件/うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 Imbalanced Images of Youth Rights and Duties in Japan
3. 学会等名 Asian Law and Society Association（於：Sunway University, Malaysia）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会（於:北海道大学）（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 People ' s Attitudes on Legal Ages in Japan
3. 学会等名 Biennial Workshop on Frontier Research in Children ' s Rights and Family Law 2023 （於:University College Cork, Ireland）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 Equal Protection for Children: A Childist Approach to Constitutional Doctrine
3. 学会等名 Childist Approaches to Law Colloquium（オンライン開催）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 Japanese Lawyers at Civil Court after the Expansion of Their Population
3. 学会等名 Asian Law and Society Association（於 : Vietnam National University, Hanoi）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 養育費・面会交流の取決め率などのデータ分析
3. 学会等名 四木会（於：学習院大学）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 離婚における子どもの養育費と面会交流の取り決めについて
3. 学会等名 東京大学社会科学研究所社研セミナー（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 面会交流・養育費の取り決め及び履行の変容
3. 学会等名 日本法社会学会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 加藤晋/田中隆一/ケネス・盛・マッセルウェイン編著（齋藤宙治分担執筆）	4. 発行年 2024年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 256
3. 書名 パンデミックと社会科学（齋藤宙治「パンデミックと司法制度」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究代表者webページ（齋藤宙治）  
<https://www.hiroharusaito.com>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------